告　示

埼玉県告示第五百三十二号

平成八年埼玉県告示第千百五十七号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく介護補償の支給金額について）の一部を次のように改正し、令和五年四月二十八日から施行する。

改正後の告示の規定は、令和五年四月二十八日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

令和五年四月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

表常時介護を要する状態の項中「十七万千六百五十円」を「十七万二千五百五十円」に、「七万五千二百九十円」を「七万七千八百九十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「八万五千七百八十円」を「八万六千二百八十円」に、「三万七千六百円」を「三万八千九百円」に改める。